

最低賃金が改定されます。

都道府県の令和元年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです。

令和元年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
北海道	861	(835)	令和元年10月3日
青森	790	(762)	令和元年10月4日
岩手	790	(762)	令和元年10月4日
宮城	824	(798)	令和元年10月1日
秋田	790	(762)	令和元年10月3日
山形	790	(763)	令和元年10月1日
福島	798	(772)	令和元年10月1日
茨城	849	(822)	令和元年10月1日
栃木	853	(826)	令和元年10月1日
群馬	835	(809)	令和元年10月6日
埼玉	926	(898)	令和元年10月1日
千葉	923	(895)	令和元年10月1日
東京	1,013	(985)	令和元年10月1日
神奈川	1,011	(983)	令和元年10月1日
新潟	830	(803)	令和元年10月6日
富山	848	(821)	令和元年10月1日
石川	832	(806)	令和元年10月2日
福井	829	(803)	令和元年10月4日
山梨	837	(810)	令和元年10月1日
長野	848	(821)	令和元年10月4日
岐阜	851	(825)	令和元年10月1日
静岡	885	(858)	令和元年10月4日
愛知	926	(898)	令和元年10月1日
三重	873	(846)	令和元年10月1日
滋賀	866	(839)	令和元年10月3日
京都	909	(882)	令和元年10月1日
大阪	964	(936)	令和元年10月1日
兵庫	899	(871)	令和元年10月1日
奈良	837	(811)	令和元年10月5日
和歌山	830	(803)	令和元年10月1日
鳥取	790	(762)	令和元年10月5日
島根	790	(764)	令和元年10月1日
岡山	833	(807)	令和元年10月2日
広島	871	(844)	令和元年10月1日
山口	829	(802)	令和元年10月5日
徳島	793	(766)	令和元年10月1日
香川	818	(792)	令和元年10月1日
愛媛	790	(764)	令和元年10月1日
高知	790	(762)	令和元年10月5日
福岡	841	(814)	令和元年10月1日
佐賀	790	(762)	令和元年10月4日
長崎	790	(762)	令和元年10月3日
熊本	790	(762)	令和元年10月1日
大分	790	(762)	令和元年10月1日
宮崎	790	(762)	令和元年10月4日
鹿児島	790	(761)	令和元年10月3日
沖縄	790	(762)	令和元年10月3日
全国加重平均額	901	(874)	—

※括弧書きは、平成30年度地域別最低賃金